

該当事業所の皆様へ
(商工会員以外の事業所の皆様へ)

木曾町商工会

『とくとく振興券事業』登録事業所の募集について（ご案内）

新緑の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。常日頃は、商工会の事業等に対してご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

さて、商工会では木曾町の支援をいただき、第2回目の「とくとく振興券事業」を実施することとなりました。

つきましては、事業概要は下記のとおりですので、協賛いただける事業所の方は申込期限までに登録いただけますようお願いいたします。多くの事業所の皆様のご参加をお願い申し上げます。

- 1, 事業名称 『木曾町 とくとく振興券』（昨年度の事業名称を継続します）
 - 2, 事業期間 (1)事業開始 平成29年7月15日(土)
(2)事業期間 平成29年7月15日(土)～平成29年12月31日(日)
※協賛事業者の皆様への振興券販売は、7月上旬を予定しております。
 - 3, 事業実施 事業主体；木曾町商工会 事業支援；木曾町
 - 4, 事業概要 今回の事業概要は下記のとおりです。（詳細は、添付資料をご覧ください）
 - ①振興券事業への補助金は1,000万円。事業費は4,300万円（昨年度の2倍）。
 - ②1事業者の購入限度額は200,000円(額面 260,000円分)。
※希望枚数が発行枚数を超過した場合、10枚単位で減数調整する場合がありますので、お含みおきください。
※逆に、希望枚数が発行枚数に達しない場合、第2次販売を行います。
 - ③消費者1人当りの販売限度額は、全体での統一はいたしません。別紙をご覧ください。
 - ④今年度は、換金手数料(換金負担額)はありません。無料です。
●その他詳細等は、別紙をご覧ください。
 - 5, 事業説明 振興券事業に関する説明会を行いますので、希望される方はご出席ください。
※同封した開催通知をご覧ください、お申込みください。
- 3, 申込期限 平成29年6月5日(月) 午後5時【期限厳守】
- ①今回は振興券事業のみとなります。振興券番号に基づき枚数を確定させますので、期限を過ぎてからの事業参加は出来ませんので、ご了解ください。
 - ②また、昨年度よりも開始期日が早いいため、事業PRリーフレット作成の早期着手の都合上からも、期限を過ぎてからの事業参加は出来ませんのでご了解いただきますよう、お願い申し上げます。

振興券事業の概要・実施方法・期間等につきましては、同封した資料をご一読いただき、多くの事業所の皆様にご協賛をいただきたいと思います。是非、この機会に木曾町商工会への加入をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

お問合せ・お申込み

木曾町商工会

〒397-0001 木曾郡木曾町福島6442-6

TEL 22-3618 FAX 22-4304

E-mail shokokai@kisomachi.or.jp

昨年度と大きく異なる内容

■「プレミアム商品券」事業はありません。「とくとく振興券」事業だけの実施となります。

プレミアム商品券事業は、平成21年度(2009)から累計で5回実施されました。

この内、21年度は定額給付金支給に合わせての実施、また、27年度は政府の地域活性化緊急支援交付金を活用しての実施、など商品券事業を展開することによって地域経済活性化や消費需要の喚起等を図ってきました。

5回の実施を区切りとして、プレミアム商品券事業は、補助対象事業からは見送られることになりました。

「とくとく振興券」事業は、昨年度：28年度に第1回目が実施されました。

振興券事業は、

■事業者 自らの自発的な販促活動・売上額向上活動を支援して、地域経済振興を図る。

■「消費者支援」ではなく「事業者支援」として、本来の補助事業目的に立ち戻る。

などを目的として開始された事業です。

今年度も上記理由のため、振興券事業は実施されることとなりました。

プレミアム率・単券の額面

- プレミアム率 30% (昨年度と同じ)
- 1枚の販売額 1,000円 (昨年度と同じ)
- 1枚の額面 1,300円 (昨年度と同じ)

まだ1回だけの事業実施であること、年毎に実施内容を変更しない、等の理由のため昨年度と同様とさせていただきます。

町補助金・事業者限度額・留意事項

- 町補助金 10,000,000円 (昨年度の倍額)
- 事業総額 ≒ 43,333,000円 (昨年度の倍額)
(補助金+振興券販売分。33,333枚)

- 1事業者当りの購入限度額
200,000円 (額面260,000円分)

※200,000円よりも下額での購入も可能です。

※ただし、協賛募集の結果、希望枚数が発行枚数を超過した場合は10枚単位で減数調整をさせていただきます場合があります。

(全協賛店が200,000円を希望→166事業者が最大)

※残数が発生した場合には、2次販売を予定。

事業の対象となる協賛事業所

- 木曾町商工会の会員であること。
- かつ、登録事業所として事業参加を申込まれた事業所であること。

※商工会拠出額もあるため商工会員に限定。

※前向きな意識で取り組むための動機付けとして全会員ではなく事業協賛を申込んだ商工会員事業所とさせていただきます。

- 会員外の事業所には、別途、加入勧奨と事業参加申込書の送付を予定しております。

購入者1人当りの限度額・販売対象者

- 販促企画等に合わせ、各事業所で独自に購入限度額を設定するように変更しました。

- 各協賛店で設定する限度額は、常識的な範囲での限度額設定をお願いいたします。

全体では、昨年度のように1人当りの限度額を「10,000円」と統一・PR等はいりません。協賛店個々の商品・サービス・販促企画などに合わせて限度額を設定・PRしてください。

- また、「この商品等を購入した場合～」「このサービスを利用された方～」のように、1人当りの限度額設定ではなく、「商品」「サービス」等に限定した振興券販売でも結構です。

- 販売対象者は、木曾町民に限定しません。勤務者・周辺住民・観光客など、各協賛店でご対応いただきますようお願いいたします。

換金手数料 (換金負担額)

- 換金手数料 0.0%

昨年度は、振興券換金手数料として一律1%をご負担いただきましたが、商工会としても事業者の自発的な販促活動・売上額向上活動等を支援し地域経済振興を図るため、今年度は換金手数料を無料とさせていただきます。

[対応費として29年度予算に支出予定を計上]

プレミアム賞

- これまで実施していました「プレミアム賞」「ダブルプレミアム賞」は実施いたしません。

振興券を購入された方の情報収集が出来ませんので、ご理解をお願いいたします。

注意 事項

昨年度の事業では、一般・事業者等の方からの事前予約に関するトラブルが発生しました。今年度も「事前予約は禁止」。また、事業期日以前の商品購入の支払い充当の制限や協賛店情報の開示期日など、想定される懸念事項については、今後協議をした上で改めて対応策をご連絡いたします。

協賛事業所への「振興券」の販売方法

- 昨年度と同様に、商工会館、及び役場各支所等を借用して、地域ごとに販売期日を指定して、個別に販売いたします。
(協賛事業所の皆様に後日改めてご連絡いたします)
- 販売は、商工会役員・職員が対応の予定です。
(役員：振興券への事業所名の記載 or 押印の確認作業)

「振興券」の換金申請、申請分の振込み

- 「振興券」を換金申請される際は、使用された「とくとく振興券」と「換金申請書」を一緒に商工会館までご持参ください。
- 振興券を持参された際に、振興券の枚数確認をさせていただきますので、郵送等での振興券の提出はしないようお願い申し上げます。
- 換金申請された振興券に関しては、各月2回、持込み期限期日と振込期日を設定し、申請締切・振込み処理をさせていただきます。
申請から振込みまでのタイムラグが発生しますが、事務処理の都合上、ご容赦をお願いします。

PR関係

- 昨年度までと同様、下記を予定しております。
 - ❖販売開始時のPRチラシ
 - ❖協賛事業所 表示ポスター
 - ❖締切期限告知のPRチラシ
 - ❖締切期限告知 表示ポスター
 - ❖木曾町・商工会のHPの活用
 - ❖役場だより等を活用した周知、PR など。
- 近隣町村でも商品券事業が行なわれておりますので、商工会・役場では木曾町以外への積極的な事業PR・告知は実施出来ません。
※このため、木曾町以外の方々や観光客等の皆様への事業PRにご協力をお願いいたします。

対象外品目

- 振興券は、下記の品目等に使用することは出来ません。
 - ①商品券(ビール券・図書券等)・プリペイドカード・切手・官製はがき、等の購入。
 - ②事業活動に伴い発生した買掛金・未払金等の支払いに充当する場合。
 - ③協賛事業所が指定する除外品。

その他 留意事項

- ①振興券が使用された際には、釣り銭を出さないように注意してください。
- ②振興券事業への協賛申込み(申込書提出)は、受付表引き渡しの処理等のため、商工会館までご持参いただくか、または郵送でお願いいたします。【押印済み書類保管のため、必ず原本を提出してください】
- ③申込み期限間際の場合に限りFAXでの申込みを受け付けますが、早い段階で申込書の原票をご提出していただけますよう、お願いします。
- ④事業者による振興券の使い回しが判明した場合、直ちに協賛事業所から外させていただきます。また、その時まで保有していた振興券の換金申請は受付いたしません。
振込予定の処理も、取り消しとさせていただきます。

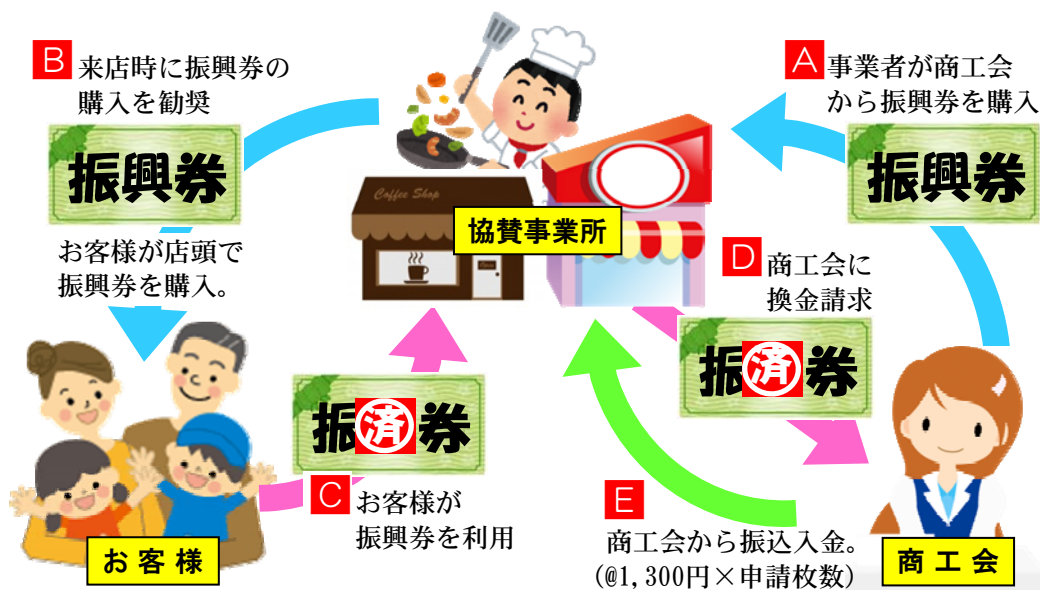
商工会への加入のお願い、ご案内

- 今回の「振興券事業」では昨年度と同様に、参加事業所(協賛事業所)は、商工会員事業所に限定しての実施となります。
- 商工会は、「商工会法」に基づいて設立された特別認可法人で、全国に1,661商工会(28年4月時点)が設置されています。
 - 商工会は、事業経営者を中心とした会員組織で運営されており、公的な性格により非営利性・公益性・不偏性を原則として、地域経済の発展と社会福祉の増進を図ります。
- 是非この機会に、商工会にご加入いただきますようご案内申し上げます。
- 商工会への入会金はありません。
 - 商工会費(年会費)は、事業所によって異なります。
- 今回の振興券事業の詳細、及び商工会加入等につきまして、お気軽にお問合せください。

事業者支援事業『木曾町 とくともく振興券』の事業概要 【木曾町 補助事業】

●木曾町とくともく振興券の概要

- ①「とくともく振興券」は、プレミアム率が30%です（商品券よりもプレミアム率が10%多）。販売額1枚-1,000円、額面1枚-1,300円分、として利用されます。
- ②協賛事業所は、事前に振興券を商工会から購入していただき、事業所等を訪れたお客様が来店された際に販売します。
- ③お客様は、商品購入時や請求支払い時にサイン(押印)して、代金を支払います。
- ④協賛事業所は、換金申請後に申請額（振興券+プレミアム分）が商工会から振り込まれます。協賛事業所にもお客様にもお得となります。



ポイント

- 振興券は、事前に事業者が商工会から購入。
- 来店されたお客様に事業所が振興券を販売。
- 振興券は、購入先の事業所での利用が可能。他の事業所での利用は出来ません。
- プレミアム率は30%です。（換金手数料無し）

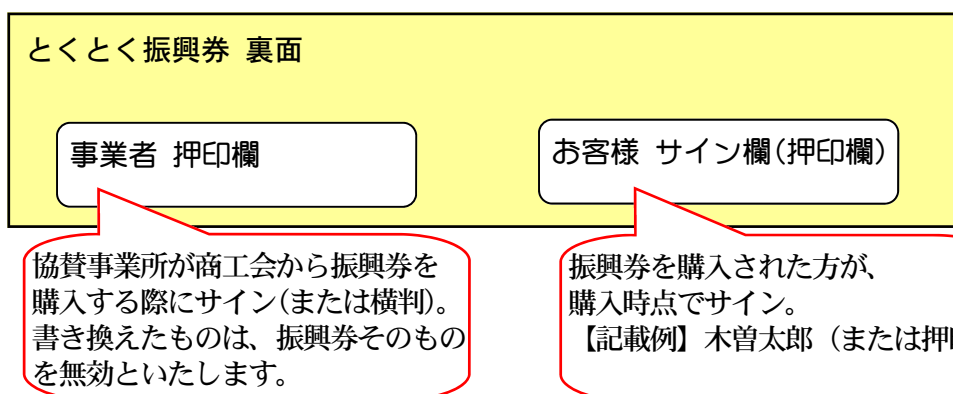
●販売方法（詳細）

- (1) 協賛事業所は、「とくともく振興券」を事前に商工会から購入します。
- (2) その際に・その場で、転用できないよう事業所名を記載（横判可）していただきます。
- (3) 購入限度額は、1事業者20万円（200枚。額面260,000円分）までです。
- (4) お客様の購入限度額に関しては、今年度は全体での統一は行いません。協賛店個々の商品・サービス・販促企画などに合わせて限度額を設定・PRしてください。また、各協賛店で設定する限度額は、常識的な範囲での限度額設定をお願いいたします。
- (5) お客様が店舗等で振興券を使用された際に、必ず氏名記載(押印)をご確認ください。

■振興券は、複数店舗・複数事業所がある場合でも、**1事業者20万円分が最高限度**です。協賛事業者が多かった場合には、10枚単位での減数調整をする場合があります。

■振興券は、購入した協賛事業所だけでしか使えない使い切り型となります。

■購入された振興券の返金・交換は不可とさせていただきます。



(様式第1)

とくとく振興券事業 登録事業所 申込書

木曾町商工会長 殿

平成29年度「木曾町とくとく振興券事業」に関して、協賛事業所として登録をしたいので、下記のとおり申請いたします。

平成29年 月 日

住 所 木曾町

事業所名

代表者名

⑩

連絡先

TEL

—

FAX

—

緊急通知をする
場合があります
のでFAX番号を
ご記入ください。
無い場合は不要。

※事業チラシへの

掲載事業所名

(上記名称と異なる場合に、正確にご記入ください。)

購入希望額
・希望枚数

_____ 円 _____ 枚
(1事業者の購入限度額は、200,000円；200枚 です)

換金振込先

金融機関 選択		いずれかに○印
金融機関	八十二銀行 福島支店	
	長野銀行 木曾支店	
	松本信用金庫 木曾福島支店	
	長野県信用組合 木曾支店	
	木曾農業協同組合 木曾福島支所	
上記以外の場合は、振込手数料は実費負担となりますのでご了解ください。		

口座種別	普通預金 ・ 当座預金 (どちらかに○印)
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

(お間違えの無いように、ご記入ください)

商工会 加入申込書	添付 あり	受付 番号		商工会 担当者	
--------------	----------	----------	--	------------	--

「とくとく振興券」に関する説明会 開催について（ご連絡）

今回；第2回目の実施となります「とくとく振興券」事業に関しまして、多くの事業所の皆様に協賛参加していただき、事業が円滑に進められるように、下記のとおり説明会を開催することとなりました。

つきましては、事業への参加を希望されている方・参加を検討されている方・内容について不明な部分がある方、など是非ご出席をいただきたいと思います。

- ①どの会場へご出席いただいても結構です。特に夜間の説明会は、会場都合のため商工会館だけの開催となりますので、ご容赦をいただけますようお願いいたします。
- ②この通知に同封した概要説明書に沿った説明となりますので、説明質疑で1時間～1時間30分程度の開催時間になるかと思われます。
- ③会場準備等の都合のため、説明会に参加を希望される方は誠に申し訳ありませんが5月29日(月)までに 商工会までFAX または、お電話でご回答いただきたいと思います。
- ④説明会に出席されなくても、「とくとく振興券」事業への参加申込みは可能です。

参加を希望される会場の欄に、●印 または人数をご記入ください。

開催日時	会場	希望会場
5月30日(火) 午後7時～	木曾町商工会館 2F 会議室	(名)
5月31日(水) 午後2時～	開田高原 母子健康センター	(名)
6月 1日(木) 午後2時～	木曾町商工会館 2F 会議室	(名)

記入・
回答欄

事業所名 _____

木曾町商工会

TEL 22-3618

FAX 22-4304

商工会加入申込書

平成29年 月 日

木曾町 商工会長 殿

名称(商号) _____

代表者名 _____ ⑩

(生年月日 年 月 日生)

このたび、私は、貴会の趣旨に賛同し、加入いたしたく申し込みます。

住 所	事業所	TEL	—		
		FAX	—		
	自 宅	TEL	—		
		FAX	—		
業 種 (主な取扱商品)		略図			
(許認可番号)	号				
創 業	年 月 現在地 年 月より				
経 営 形 態 (資本金)	個人 法人 { 株式・有限・合名 合資・合同・ 千円)	土地 建物 面積	店 舗	m ² (坪)	自・他
			工 場	m ² (坪)	自・他
			土 地	敷地 m ² (坪)	自・他
従 業 員 数	人 (うち家族従業員 人)	家 族 構 成	氏 名	続 柄	生年月日
税 務 申 告	青 色 ・ 白 色				
保 険 関 係	労働保険	加入・未加入			
	社会保険	加入・未加入			

理 事 会 承 認 否 決 年 月 日	平成29年 月 日	本人通知年月日	平成29年 月 日
------------------------	-----------	---------	-----------